

定款変更届の事務手続

1 概要

社会福祉法人の定款を変更する場合には、旭川市の認可を受けなければなりません。次の変更事項については、旭川市への届出で足りることとされております（社会福祉法第43条第3項）。

下記の事項について、定款を変更する場合には、理事会の議決等定款で定める手続を経た後、速やかに定款変更届（様式第4号（第5条関係））と添付書類を旭川市に提出してください。

この場合は、法人内部の手続きが終了時点で（法人の理事会での承認）、その効力が生じることとなります。

また、当該変更事項が法人の登記事項に関するもの（事業所所在地の変更）であれば、変更を行ってから2週間以内に組合等登記令に基づく登記を行う必要があります。

2 定款変更届事項

- (1) 基本財産の増加
- (2) 事務所所在地の変更
- (3) 公告の方法の変更

3 提出部数

- 1部（旭川市分）